

## 建設工事、建設工事関連業務に係る関係文書の取扱いについて

令和3年6月1日

建設工事、建設工事関連業務に係る関係文書の取扱いについて、「四日市市工事執行規則及び四日市市工事執行規程の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱」の改正を行います。それに伴い、契約書など様式に「印」の表記がある書類については、引き続き押印を求めることとし、その他の書類については、別紙のとおり取り扱うことといたします。

四日市市入札情報の書式のダウンロードに掲載している様式の内容を変更しましたので、令和3年6月1日以降はこちらの様式を使用していただきますようお願いいたします。

### 《問い合わせ先》

◆四日市市役所 総務部 調達契約課  
電話（059）354-8125